

令和4年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和5年1月25日(水曜日)
- 2 開催時間 午後4時00分開会 午後4時23分閉会
- 3 開催場所 旭川市職員会館 3階 6号室
- 4 出席委員 12名
2番・鹿野 直子 3番・柿木 和恵 4番・佐藤 慎二 7番・湯浅 光二
8番・高倉 伸淳 9番・松木 一幸 12番・鷺尾 勲 14番・只石 博幸
15番・一宮 敏昭 17番・石尾 卓也 18番・山田 孝 19番・滝川 岳雪
- 5 欠席委員 1番・北原 浩美 5番・秦 真一 6番・外川 守
10番・宮嶋 睦子 11番・平 克洋 13番・浅沼 博実
16番・清水 利秋
- 6 事務局職員 野谷事務局長 小浜事務局次長 西村副主幹
大谷副主幹 荒主査 石山主任
正部川主任 川原主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 17番・石尾 卓也 2番・鹿野 直子
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る転用面積の変更について
 - (8) 報告第3号 農地法第18条の規定による通知について
 - (9) 報告第4号 あっせん候補者の登録について
 - (10) 報告第5号 令和4年農地の賃借料情報の作成及び公表について

10 議事録本紙

- 議長（山田 孝） それでは、令和4年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は、12名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきましては、事務局から報告いたします。
- 事務局（小浜事務局次長） 事務局。
- 御報告申し上げます。本日の部会に、1番北原委員、5番秦委員、6番外川委員、10番宮嶋委員、11番平委員、13番浅沼委員、16番清水委員から欠席する旨の届出がございました。
- 以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 17番石尾委員、2番鹿野委員の両委員を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
- また、議事について発言の際は、議席番号を告げてから御発言願います。
-
- 議長（山田 孝） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（大谷副主幹） 事務局。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を御説明いたします。議案の該当ページは1ページないし3ページでございます。
- 御審議いただきますのは、所有権移転が3件、使用貸借権の設定が2件、地上権の設定が1件の合計6件で、地区の内訳は所有権移転は全件が西神楽地区、使用貸借権の設定は東鷹栖地区1件、西神楽地区1件、地上権の設定は東旭川地区となっております。
- 内容でございますが、番号1番及び2番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が規模拡大を図る案件でございます。
- 番号3番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人へ売却し、譲受人が経営の安定を図る案件でございます。
- 番号4番につきましては、貸主が所有する農地を借主である後継者へ使用貸借し、経営を移譲する案件でございます。
- 番号5番につきましては、経営移譲の解消に伴い、後継者であった貸主が所有する農地を後継者の父である借主に無償で貸し付ける案件です。

番号6番につきましては、令和4年11月の農地部会で審議されました営農型発電設備設置に係る5条転用申請に伴い、地上権を設定するものであります。

営農型発電設備設置に係る5条転用におきましては、地上権設定のための3条申請も合わせて行うとともに、5条許可と合わせて3条許可も行うことと、農林水産省より通知が出ていることから、この通知に沿った内容での申請となっております。

なお、本件に関する5条許可は明日1月26日に出る見込みであることを上川振興局農務課に確認しております。

農地法第3条第2項各号の要件ですが、番号1番ないし5番につきましては、議案補足資料1ページないし5ページの農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

番号6番につきましては、議案補足資料6ページに記載がありますとおり、この度の地上権設定は民法第269条の2第1項で定めるものに該当することから、農地法第3条第2項ただし書きの規定により、不許可の例外として、各要件は満たす必要がないこととなっております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きます。日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の5ページ番号1を御覧ください。
本件の転用目的は、甲種農地において、資材置場を設置するものであります。
続いて、議案補足資料7ページの位置図を御覧ください。
申請地は東鷹栖支所から南へ約0.9kmに位置します。
次に、資料8ページの土地利用計画図を御覧ください。

申請地には資材置場が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料9ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料10ページ及び11ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、議案の5ページ番号2を御覧ください。

本件の転用目的は、農用地区域内農地において、砂利採取のための一時転用をするものであります。

まず、議案補足資料13ページの位置図を御覧ください。

申請地は永山支所から南東へ約2.5kmに位置します。

次に、資料14ページの場内見取図を御覧ください。

申請地には砂利採取場として、沈殿池が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料15ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料16ページ及び17ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、議案の6ページ番号3を御覧ください。

本件の転用目的は、さきに説明しました番号2におけます農用地区域内農地において砂利採取をすることに伴う通路を設置するための一時転用をするものであります。

まず、議案補足資料19ページの位置図を御覧ください。

申請地は永山支所から南東へ約2.5kmに位置します。

次に、資料20ページの場内見取図を御覧ください。

申請地には通路が設置される計画です。

審査の内容につきましては、資料21ページの総括表に簡潔にまとめてあります。詳しくは資料22ページ及び23ページの意見書のとおりとなっておりますので、合わせて御確認くださいようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、議案第2号について「異議なし」と認め、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議長（山田 孝） 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査）

事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法第16条の規定による通知について」を御説明いたします。

議案の該当ページは7ページで、御審議いただく全体の件数は、西神楽地区の2件でございます。

内容でございますが、土地所有者である申出者からあっせんの申出があり、議案の調整年月日の日付であっせん委員会を行いました。売買予定時期の不一致のため、不調となりました。

しかしながら、当該農地は集团的な農地であり、地区で選考した買い手候補者以外に買受意向はなく、かつその者が一定期間、賃貸借後の買受を希望しており、集積を図るためには農地中間管理機構である北海道農業公社の特例事業による買入が必要と認められるとあっせん委員会において判断したことから、公社と申出者に対して買入協議を実施することについて審議を求めるものでございます。

以上でございます。

○議 長（山田 孝）

それでは、議案第3号について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委 員

（意見なし。）

○議 長（山田 孝）

それでは、議案第3号について異議なしと認め、申出者と北海道農業公社に通知することに決定いたします。

○議 長（山田 孝）

続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任）

事務局。

日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。議案の該当ページは9ページないし20ページでございます。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が4件、利用権設定の賃貸借が22件、合計は26件となります。

地区別の内訳でございますが、所有権移転の4件は、永山地区1件、西神楽地区3件となっております。

賃貸借の22件につきましては、東鷹栖地区8件、永山地区1件、西神楽地区8件、東旭川地区5件となっております。

集積面積は、所有権移転が7.8ha、利用権設定の賃貸借が49.0ha、合計56.8haでございます。

いずれも旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、かつ、利用権設定等促進事業の要件を満たしていると認められることから、議案の内容に基づいて農用地利用集積計画案を策定いたしました。

なお、議案に記載の面積につきましては、所有権移転や利用権設定においては御審議いただく対象の面積を記載しておりますが、この後の報告事項にございます農地法第18条の規定に基づく合意解約におきましては、契約した当時の内容を記載しております。

したがって、登記面積の変更の他、所在や内地番の見直しなどによって、記載される内容が異なる場合がありますことを御承知おきください。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありました。この議案の中で、議事参与の制限がある案件がございますので、先に審議いたします。

利用権設定の番号10番及び11番につきましては、只石委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

○委員（只石 博幸） （退席）

○議長（山田 孝） それでは、事務局から説明いたします。

○事務局（川原 主任） 事務局。
それでは、内容について御説明いたします。
議案の16ページ、利用権設定の番号10番及び11番につきましては、期間満了による再設定でございます。
以上でございます。

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号10番及び11番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（山田 孝） それでは、利用権設定の番号10番及び11番について異議なしと認め、計画を決定いたします。

○委員（只石 博幸） （着席）

○議長（山田 孝） 只石委員が関係する案件について、決定をいたしました。
引き続き、他の案件について審議を求めます。
事務局から説明いたします。

- 事務局（川原主任） 事務局。
それでは、他の案件の内容について御説明いたします。
内容でございますが、所有権移転の番号1番は農地保有合理化事業に基づく北海道農業公社による売渡、番号2番ないし4番は農地移動適正化あっせん事業に基づく売買でございます。
利用権設定の内、議事参与制限の2件を除いた20件は、期間満了による再設定が7件、解約再設定が1件、借主変更が7件、農地保有合理化事業による貸付が1件、老齢や稼働力不足などを理由とした新規案件が4件となっております。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、所有権移転の番号1番ないし4番、賃貸借の番号1番ないし9番、12番ないし22番について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第4号について「異議なし」と認め、計画を決定いたします。
-
- 議長（山田 孝） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（正部川主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。
議案の該当ページは21ページでございます。
西神楽地区で1件の願出がありました。
願出地の所在地区を担当する調査委員による現地調査の結果、積雪はありますが、樹木が繁茂し山林の一部となっていることから、現況は願出のとおり農採地以外であることを確認いたしました。
以上でございます。
- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について審議願います。
御意見、御質問はございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長（山田 孝） それでは、議案第5号について「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議長（山田 孝） 引き続き、報告案件について進めてまいります。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（大谷副主幹） 事務局。
日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を御説明いたします。議案の該当ページは23ページないし30ページでございます。
本件につきましては合計12件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区3件、永山地区3件、江神地区1件、西神楽地区1件、東旭川地区4件となっております。
届出の内訳としましては、全件が相続による所有権の取得でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき、事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第1号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る転用面積の変更について」報告いたします。
事務局から説明いたします。

○事務局（石山主任） 事務局。
日程第7報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る転用面積の変更について」を御説明いたします。
議案の該当ページは31ページでございます。
本件は本年度の第8回定例農地部会で審議、決定いたしました東旭川地区での転用許可申請に関するものであります。
本件は、事前に上川総合振興局農務課と協議、了承の上、議案上段の内容で上程いたしました。北海道農業会議へ意見聴取した結果、転用面積については、太陽光パネル設置下部の面積ではなく、太陽光パネル支柱設置部分の面積が該当となるため、修正するように指摘を受けたものであります。
この内容につきましては、上川総合振興局農務課にも改めて確認をし、議

案下段の変更後と記載されている内容で、許可申請手続きをしたものであります。

この変更につきましては、転用計画や許可要件そのものに影響を及ぼすものではないため、報告案件としております。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第2号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（荒 主 査） 事務局。

日程第8報告第3号「農地法第18条の規定による通知について」を御説明いたします。議案の該当ページは33ページないし36ページでございます。

本件につきましては、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、東鷹栖地区1件、西神楽地区4件、東旭川地区3件、合計で8件ございました。

これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長（山田 孝） それでは、報告第3号を終わります。

○議長（山田 孝） 次に、日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

- 事務局（荒 主 査） 事務局。
日程第9報告第4号「あっせん候補者の登録について」を御説明いたします。議案の37ページを御覧ください。
本件につきましては、東鷹栖地区で1件の申出があり、議案にあります名簿登録年月日の日付で登録を行いました。
これにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき、農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） いま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長（山田 孝） それでは、報告第4号を終わります。
-
- 議 長（山田 孝） 次に、日程第10報告第5号「令和4年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（川原 主任） 事務局。
日程第10報告第5号「令和4年農地の賃借料情報の作成及び公表について」を御説明いたします。議案の39ページ及び議案補足資料の25ページを御覧ください。
農地法第52条及び旭川市農業委員会農地の賃借料情報提供実施要領に基づき、令和4年1月1日から令和4年12月31日までに締結された賃貸借契約を集約し、市内5地区を9区域に分けた田及び市内全域の畑の1年間の平均額、最高額、最低額を議案39ページのとおり算出いたしました。
算出した結果は1月6日に議案補足資料25ページのとおり、インターネットで公表したほか、今後、賃貸借契約が行われる際の参考として周知を図っていくこととしております。
以上でございます。
- 議 長（山田 孝） ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。
- 委 員 (意見なし。)
- 議 長（山田 孝） それでは、報告第5号を終わります。

○議長（山田 孝）

以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年度旭川市農業委員会第10回定例農地部会を閉会いたします。